

令和3年4月6日

保護者の皆様へ

三次市立吉舎小学校
校長 長手 麻美

異常気象時等における臨時休業の判断基準のお知らせ

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、吉舎小学校の教育推進に対しまして、ご協力とご支援をいただき、感謝いたしております。

つきましては、下記の「異常気象時等における休業の判断基準」に基づき、学校の対応をしていきますので、ご了解ください。

- 1 午前6時の段階で、三次市に次の警報等が発令中のときの判断基準は、以下の通りです。

・ **暴風警報または洪水警報、土砂災害警戒情報発令の場合は、臨時休業です。**

・ 大雨警報…河川等の状況を勘案し、校長が判断します。

・ 大雪警報…通学路等の状況を考慮し、校長が判断します。

・ 地震警戒宣言…臨時休業です。

※ 休業の場合、吉舎小学校連絡網（マメール）でお知らせします。

※ マメール未登録の家庭へは、担任が直接電話連絡しますので、必ず連絡が取れるようにしてください。

- 2 登校後、災害の発生が予想される時は、状況に応じて授業の打ち切り、学校内への待機等、適切な対応を行います。その際、保護者の方にその旨を連絡します。

- 3 午前6時の時点で大雨警報・大雪警報が発令されている場合は、校長判断を行います。その場合、臨時休業と判断した場合は、「マメール」で休業をお知らせしますが、通常通り行う場合は、連絡は行いません。